



グローバル社会理論の構想 : システム媒介統合と公共圏の相互作用から

川村, 暁雄

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2005-03-02

(Date of Publication)

2013-02-26

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2800

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002800>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 2 2 8 】

氏 名・(本 籍)	川村 暁雄	(大阪府)
博士の専攻分野の名称	博士(学術)	
学 位 記 番 号	博ろ第95号	
学位授与の 要 件	学位規則第5条第2項該当	
学位授与の 日 付	平成17年3月2日	

【 学位論文題目 】

グローバル社会理論の構想
ーシステム媒介統合と公共圏の相互作用からー

審 査 委 員

主 査 教 授	土佐 弘之
教 授	吉川 元
教 授	高橋 基樹

論文内容の要旨

本論文の目的は、グローバル化しつつある世界に公正な秩序を生み出す潜在力があるかどうかを検証するための理論的な枠組みを示すことにある。本論は、そのためにハーバーマスの社会理論の基本的な枠組みを、グローバル社会に適用するという方法を試みた。

この枠組みの主たる特徴は、現実には起こりつつある社会的な変化の原動力を二つの性格を持つものとして区別した上で、社会現象をその相互作用の中に位置付けることにより、抑圧のより少ない社会が生まれる可能性を示そうとしているところにある。第一の原動力は、各アクターの合理的な利益追求である。近代化の結果、複雑化するポテンシャルを高めた人間の社会は、合理的な利益追求を行う行為を調整するための単純化の仕組み（本論ではシステムと呼ぶ）が発達している。市場経済、官僚組織などの形態をとる行動調整のための諸システムでは、それぞれのシステムを構築するルールに基づき、参加者の動機づけと行動様式が規定される。第二の原動力は、社会を構成する人間の連帯する力である。この力は、合理的利益を求める力に比べれば極めて弱い。連帯に基づいた討議を通じて、広範に支持される規範が生み出されれば、合理的利益の追求だけでは達成しにくい社会的な矛盾を解決する契機につながる。連帯の力に支えられた規範を反映した形でシステムが制御される制度が構築されることにより、まがりなりにも公正な秩序を生み出す可能性が開けるからである。この中で重要な役割を果たすのが、開かれたコミュニケーションのネットワークの中で行われる合理的な討議である。討議により妥当性が検証され、開かれたコミュニケーションにより共有された意見は、政治的な影響力を生み出し、制度形成に影響を与える。このようなコミュニケーションのネットワークを「公共圏」と呼ぶ。本論は、この枠組みをグローバルな社会関係に適用することで、公正な社会秩序が生み出される潜在的な可能性を評価・検証するためのグローバルな社会理論を構想することができるかどうかを検証したものである。

まず、一章においては、これまでの国際関係の制度化の過程がどのような行動の原理を反映しているのかを、国際関係におけるシステムの働きに注目しながら整理した。ここでは、グローバル化が市場経済システムを形成する動きにより進められていること、そのあり方が主権国家システムという分権的なシステムにより調整されているとして整理し、これらのシステムに内在する矛盾やシステム間の矛盾に注目することにより、解決が困難な社会矛盾を示すことができると論じている。さらに、そうしたシステムだけでは解決が困難な矛盾の存在を認識することにより、希薄ながらも国境を越えた連帯が生まれる可能性があるとして指摘した。

二章では、一章で指摘した矛盾を解決するための枠組みが構想可能かどうかを、ハーバーマスの社会理論に基づく民主主義論と、ヘルドのコスモポリタン民主主義論の検討を通じて検証した。ここでは、ヘルドのコスモポリタン民主主義論で提起されているように、「民主的公法」を「さまざまな権力の場」に埋め込むことによる自律の実現が、制度的な展望の一つとなりうるとした。ただ、ヘルドの民主主義論では、どのような社会的条件がそのような制度を生み出すことができるかを十分に説明できなとし、ハーバーマスの社会理論を用いてそのための条件を整理した。このような社会的な条件としては、公共圏を可能とする生活世界の合理化、討議する意思を生み出す連帯（地球市民アイデンティティ）、討議が行われる公共圏の存在などがあるが、これらを組み込んだ規範的政治理論を整理し、グローバル討議民主主義として定式化した。

三章では、グローバル討議民主主義の前提となる地球市民アイデンティティについて概念整理を行うとともに、地球市民アイデンティティを国際的な制度化の進行過程と関連させて考えることの重要性を指摘した。地球市民アイデンティティの形成には国内の社会状況、メディアなど様々な条件が影響を与えるが、中でも共通の政治的共同体の存在を暗黙の前提とする「人権」概念の受容と、その国際的な制度的保障を公共圏の影響力の下で実現する過程が、地球市民アイデンティティの形成につながる可能性に注目している。事例として国連の場で国際的な人権問題に関わる NGO をとりあげ、NGO が人権規範の形成過程に参加すると同時にその普及に務めることが地球市民アイデンティティ形成に影響を与えたことを示している。

四章では、同じくグローバル討議民主主義の前提であるグローバルな公共圏について概念整理を行った。グローバル討議民主主義実現のために公共圏に求められる機能を、普遍的妥当性の確立、包含性の保障、正統性という三つの点から整理し、現実には生まれつつあるコミュニケーションの場がどの程度グローバル公共圏として機能しうののかを検証した。このさいグローバルな参加者を持つグローバル公共圏と、国内の公共圏で地球市民アイデンティティに基づく討議がされる公共圏のグローバル化の違いを指摘し、現段階では公共圏のグローバル化が先行していること、その結果が規範への不信や反発を生み出す可能性があることを指摘した。このように生み出される規範の正統性に問題を抱えながらも、国際交渉やそれを取りまく NGO、専門家、マス・メディアで行われるコミュニケーションのネットワークが、全体として不完全ながらもグローバルな公共圏として機能し、地球市民としての連帯意識に基づいて生み出された意見が政治的な影響力を持つことを可能としていることを示した。

五章では、これらの理論的な枠組みの有効性を検証するため、世界銀行のセーフガード政策の改定の過程を分析した。この結果、米国内の「公共圏のグローバル化」の中で地球市民アイデンティティを持つ NGO のネットワークが一定の影響力を行使したこと、そのさい主権国家システムと市場経済システムの矛盾に直面した政府代表や、世界銀行の組織維持を図りたい世銀関係者に調停原理を提供することにより、世界銀行の行動に影響を与えていたことを明らかにした。また、この過程があくまで「公共圏のグローバル化」によってなされたため、国家代表により普遍的な性格を持つ規範の形式的な受容は行われたものの、その実質的な受容には時間を要したということも明らかになった。これは「公共圏のグローバル化」の限界についての筆者の主張を裏付けるものでもある。

本論の主たる学術的な意義は、グローバルな社会関係の変化を規範的な視点から分析するための一連の視座を生み出したことにあると考える。

第一は、地球的な課題の解決の困難さを評価するための視座である。システムにとって合理的で、主要なアクターの利害を損なわない解決方法が考えられる課題は解決しやすく、そうでない矛盾の解決は困難であることが予測される。こうした課題の解決の困難さを考慮に入れることにより、現実にある程度進みつつある地球的な課題への取り組みがどの程度規範的な意義を持つのかを評価しやすくなり、過度に楽観的もしくは悲観的になることが避けられると考える。

第二は、規範的な政治理論を批判的に評価する視座である。「コスモポリタン民主主義」「人間的なガバナンス」など世界のあるべき姿についてのさまざまな姿が論じられるようになってきているが、それらがどのような規範的前提を持っているのか、あるいは実現可能性を持っているのかを評価するための一つのモデルとなりうる。本論の特徴は、規範的な前提を「連帯の存在」「公共圏の機能」「生活世界の合理化」という社会的

論文審査結果の要旨

な事実に関連づけるハーバーマスの社会理論を用いることにより、規範的前提自体の検証も可能としていることにある。このような議論と対比することで、他の規範的理論が暗黙の前提としているものをより明確に描き出すことができるだろう。さらにこの理論枠組みは、地球市民アイデンティティやグローバルな公共圏の存在などの社会的条件と国際的な制度・規範の形成過程との関係を考慮に入れているため、こうした視点が欠落しがちな他の規範的な政治理論の限界を浮き彫りにしやすい。

第三は、地球市民アイデンティティ形成の可能性を検証するための視座である。本理論的枠組みでは、地球市民アイデンティティを、事実上の相互関係の認識と共通の政治共同体への帰属意識に基づく責任感から構成されるものにとらえるため、これまで十分に注目されていなかった国際的な制度の発展と地球市民アイデンティティとの相互関係に関心を払うことが可能となっている。三章では人権 NGO の役割をとりあげたが、他の国際的な制度形成過程と地球市民アイデンティティの関係などを考察する視座ともなる。

第四は、グローバルなコミュニケーションのネットワークの「公共圏」としての働きを検証することにより、その地球市民アイデンティティの形成や公正な国際秩序の形成への寄与を検証するための視座である。本論の四章では、ハーバーマスの理論を精緻化し、公共圏に規範的に期待される役割として、普遍的妥当性に基づく主張の検証、討議への参加を通じた包含性の確保、決定への正統性付与の三点があることを指摘しているが、この評価軸を用いることによりしばしば十分な根拠を示されないまま肯定的・否定的に評価されている NGO や「地球市民社会」論、国連の機能などの規範的意義を明らかにすることができる。本論では、多国間交渉における政府、NGO の役割と、マス・メディアを事例としてとりあげて検証したが、他にも国連事務局や国連の諸委員会の役割も検討の対象として考えることができよう。

第五は、これらの相互関係を整理し、グローバルな社会変化の全体の方向性を考察する枠組みを示したことである。六章では、この枠組みを用いて冷戦後の世界の動向を検証、今後の研究の課題を整理するとともに、今後の世界の変化の方向を検証するための論点を示した。その中で、システム媒介統合の進展がグローバル討議民主主義の実現につながるシナリオと、統合がグローバルな不正を生み出し、矛盾と抑圧が続くシナリオの二つがあり得ることを示し、地球市民アイデンティティ、公共圏の地球化（及び地球的公共圏の生成）、それらをレジームに反映するためのグローバル討議民主主義の基本原則の受容などに注目することにより、今後のグローバル社会の変化の方向が検証できるという仮説を提示している。この仮説に基づき、公共圏、地球市民アイデンティティ、各国における生活世界の合理化などについてさらに詳しい検証を行うことにより、グローバルな社会変化の方向をさらに詳細に分析することも可能であろう。

本論文では、まずグローバル社会レベルのシステム媒介統合の機能や限界についてより詳細な検討を行った上で（第1章）、その限界を乗り越えるための地球アイデンティティ、共感能力に基づく連帯性、またそれによって形成される討議的民主主義が果たす役割の重要性を指摘し、その強化の可能性について、国際人権レジームの事例などを通して検討を加えている（第2章、第3章）。また、世界銀行の環境ガイドライン形成過程といった事例研究もまじえながら、グローバル公共圏の可能性と限界性について検討を加え（第4、5章）、最後に、グローバルなレベルでの討議民主主義の展望について考察を加えている（第6章）。

本論文の特徴は、ハーバーマスの公共圏論、討議的民主主義（deliberative democracy）論を含む政治社会理論などを援用しながら国際関係理論の分野において新たな地帯を拓こうとした点に、まず認められる。ハーバーマスの政治社会理論をグローバル・レベルに拡大・適用する試みとしては、英語圏においてはアンドリュウ・リンクレイターやジョン・ドライゼックなど幾つかの先行研究が挙げられるが、日本語では、同様の業績は殆どなく、その意味でも本論文の価値は高い。『公共性の構造転換』から『事実性と妥当性』に至るハーバーマスの公共圏論（公共圏は批判的機能と同時に、法制的機能をもっているという考え方）を、国際関係論の領域、特にグローバル市民社会論に適用しながら、公共圏の再検討を試みた点に、その独自性を見出すことができる。

それに加えて、本論文の独自性として評価すべきところは、特に第5章において見出される。第5章においては、公共圏論の枠組みに基づきながら、世界銀行の政府ガード政策の改定過程についての具体的な事例研究を行っているが、人権レジームの形成と世界銀行のガイドライン形成の過程を検証することにより、地球市民アイデンティティ、公共圏の地球化、規範の制度化が相互に影響しあいながら進む動態を描き出し、地球市民アイデンティティや公共圏の地球化が不十分ながらも一定程度進みつつあることを示すことに、本論文は成功している。つまり、既存の政治社会理論の単なる適用という水準を超えて、開発ディスコースといった具体的な事例を通して、討議的民主主義論の射程についての批判的再検討をしている点において、論文の独自性を見出すことができるであろう。

以上のように、本論文は学術論文として高く評価されるべきものであるが、ただし、次のような若干の問題点を指摘しておきたい。

第一は、連帯の社会統合力の及ぶ範囲の限界性についての批判的再検討である。連帯の社会統合力と連関する公共圏の歪みといった問題については、ハーバーマス自身も、次のように述べている。「公共圏とは、マス・メディアと大規模な広告代理店により支配され、市場調査と世論調査の諸機関によって研究され、政党やさまざまな団体の広報活動、プロパガンダ、広告宣伝が蔓延しているのであり、それゆえ、たしかに、連帯的諸関係が公共圏の一番特徴的な要素であるとは言えない。」この点については、本論文でも、第4章において検討を加えているものの、その至んだ公共圏の問題を克服する際の障害について、また連帯の社会的統合力が国境を越えていく際の障害について、十分に検討が加えられているとは言えず、特に、「帝国」と言われるようなグローバリゼーションの負の側面を含めて、連帯の社会的統合の障害問題についてのより緻密な精査が必要であったと思われる。

第二は、規範理論的な考察と実証的な事例研究との整合性の問題で、これは、本論文の独自性と表裏一体の問題ともなっている。つまり、第5章においてのみ、世界銀行の環境ガイドライン形成過程についての事例研究をおこなっているが、これが、かなり包括的な議論展開をしている他の章の流れとの対比で、浮いた感じの印象を読者に与えている。もし、事例研究としての独自性を打ち出すのであれば、第5章だけの材料だけではなく、少なくとも二、三個、他の事例研究を加えて、筆者の議論・見解を補強するべきであったろう。つまり、規範理論的な考察と実証的な事例研究を合わせた形の論文構成にしたことにより、その独自性を打ち出すことに成功している一方で、その双方において不十分な議論展開で終わってしまったという点は否めないであろう。

以上の批判が妥当なものであったとしても、上記の指摘が、本論文全体の内容、その学術的価値を損なうものではない。先に述べた通り、本論文が、当該研究領域において先駆的な意義を有し学術的に貴重なものであると同時に、今後の研究発展の可能性を秘めたものとして、高く評価されるべきものであることは疑いない。

以上のことからすれば、本論文は博士論文として求められる研究水準を十分に満たしており、本人の高い研究能力を証明するものとなっていると認められる。よって下記審査委員は一致して、本論文の著者が博士(学術)の学位を授与されるに十分な資格をもつものと判定する。

平成17年3月2日

審査委員

主査 教授 土佐 弘之
教授 吉川 元
教授 高橋 基樹